

# 令和7年度 償却資産（固定資産税）の申告について

清川村

村税につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、固定資産税の課税対象となる資産には、土地、家屋及び償却資産がありますが、このうち償却資産については、その所在する市町村に所有者が申告することになっています（地方税法第383条）。

つきましては、次の事項を御確認いただき、該当する資産を所有されている場合は、別紙の申告書に必要事項を記入の上、期限までに提出くださるようお願いいたします。

なお、このお知らせは前年度に償却資産の申告をされた方や新たに村内へ事業所等を開設された方（法人、個人）などを対象にお送りしています。

御不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

## ◎ 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、清川村内において事業を営む、又は事業用の償却資産を所有している法人又は個人の方。（清川村内の他者への事業用貸付資産も含む。）

## ◎ 申告の期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

## ◎ 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載

平成28年度の申告から、個人番号（マイナンバー）（12桁）又は法人番号（13桁）を申告書に記載していただいています。詳細は記入例を御覧ください。

## < 申告書の提出先・問合せ先 >

清川村役場 税務住民課 税務係  
〒243-0195  
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地  
電話 046-288-3859（直通）  
FAX 046-288-1909



## 1 申告の方法・提出書類

### (1) 提出方法

#### ① 窓口に提出する場合

平日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、村税務住民課税務係（役場本庁舎1階）へ持参してください。

#### ② 郵送で提出する場合

申告書の提出先（清川村役場税務住民課税務係）に郵送してください。

※ 控え用に受付印が必要な場合は、直接お持ちいただくか、又は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### (2) 初めて申告される方

#### ① 該当する資産がある場合

令和7年1月1日現在において所有している全ての資産を種類別明細書に記入の上、償却資産申告書に添えて申告してください。

【提出書類】償却資産申告書、種類別明細書

#### ② 該当する資産がない場合

償却資産申告書の「18 備考」欄に「該当する資産なし」と記入の上、申告してください。

【提出書類】償却資産申告書

### (3) 前年度に申告された方

#### ① 資産の増減があった場合

増減があった資産を種類別明細書に記入の上、償却資産申告書に添えて申告してください。

【提出書類】償却資産申告書、種類別明細書

#### ② 資産の増減がなかった場合

償却資産申告書の「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記入の上、申告してください。

【提出書類】償却資産申告書、種類別明細書

### (4) 電算申告される方

令和7年1月1日現在において所有している全ての資産を種類別明細書に記入の上、償却資産申告書に添えて申告してください。

【提出書類】償却資産申告書、種類別明細書

### (5) 事業の廃止等をされた方

令和7年1月1日現在において事業の廃止等（廃業、解散、村外移転など）があった場合は、償却資産申告書の「18 備考」欄にその旨を記入の上、申告してください。

【提出書類】償却資産申告書

## 2 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車などは除きます。

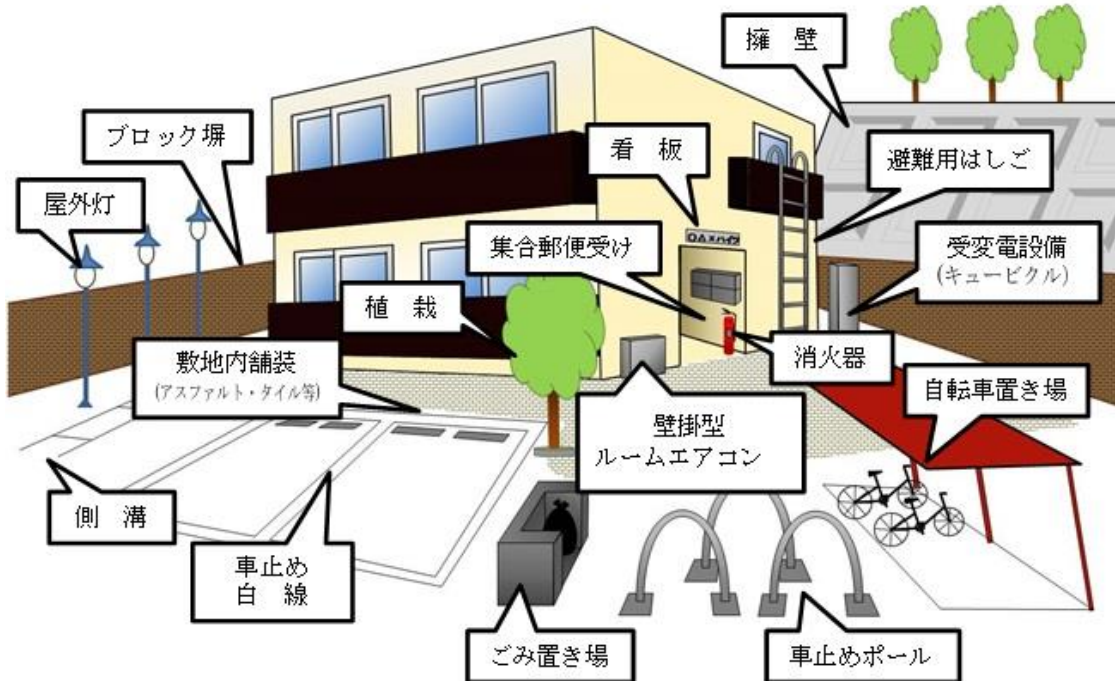


## 3 償却資産の種類

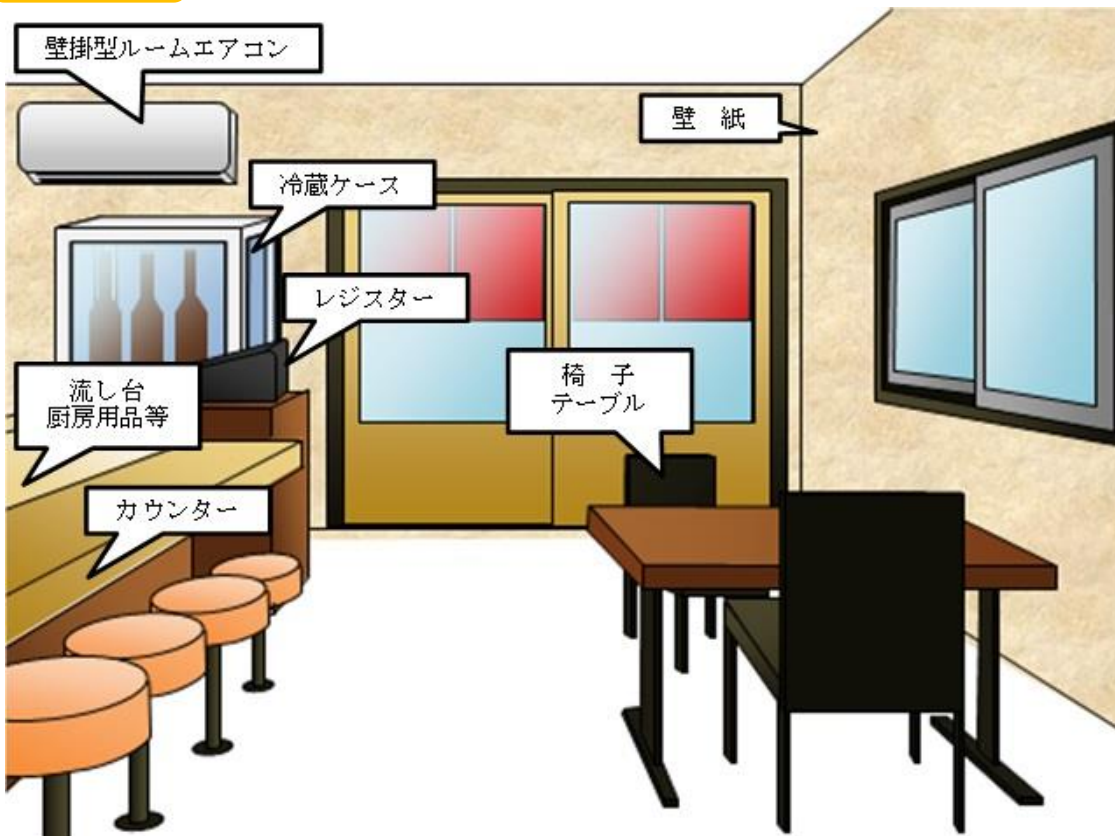
種 類		主 な 償 却 資 産	
第 1 種	構 築 物	土地に定着した土木設備	舗装路面、広告塔、門、外灯、煙突、井戸、防壁、緑化施設など
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、生産用エレベーター、可動性の間仕切り、カウンターなど
		建物の所有者と異なる者が施工した設備	店内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備など
第 2 種	機械及び装置	製造・加工設備	食品加工設備、電気機器製造設備、繊維製品製造設備、金属製品製造設備など
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤など
		搬 送 設 備	クレーン、コンベヤーなど
		自 走 式 作業用機械	ブルドーザー、パワーショベル等の作業用大型特殊車両
		その他の設備	印刷設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置など
第 3 種	船 舶	モーターボート、貸ボート、釣り船など	
第 4 種	航 空 機	ヘリコプター、グライダーなど	
第 5 種	車両及び運搬具	フォークリフト (大型のもの)、台車、自転車、大型特殊自動車など ※ 自動車税、軽自動車税の対象となる資産は除きます。	
第 6 種	工具・器具及び備品	工 具	測定工具、検査工具、治具、取付工具、金型、木型、切削工具など
		器 具 ・ 備 品	事務機器 (パソコン、複写機)、電気製品 (エアコン、冷蔵庫、テレビ)、音響機器 (カラオケ)、理容・美容器具、机、金庫、ロッカー、陳列ケース、看板、自動販売機など

## < 対象資産イラスト一例 >

共同住宅、事務所など



店舗内





## 4 償却資産と家屋の区分

設備の種類	償却資産として取り扱うもの	家屋として取り扱うもの
変電設備	設備一式（配線、配管を含む。）	
予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
電話設備	電話機、交換機	配線
給排水設備	井戸、水道本管、屋外給排水設備	屋内給排水設備
ガス設備	屋外供給配管、メーター	屋内配管、バルブ
冷暖房・空調設備	エアコン	家屋と一体となっているもの
消火設備	屋外消火設備、消火器、ホース	屋内消火設備、スプリンクラー
運搬設備	生産用エレベーター、ベルトコンベヤー	エレベーター、エスカレーター
厨房設備	事業用厨房設備一式	事業用以外の設備 (キッチンユニット、流し台)
間仕切り・ カウンター等	可動性のある固定したもの	可動性のない固定したもの

※ 上記の区分表は、一般的な例です。

※ 家屋の所有者と異なる方（借借人）が、貸しビルや貸し店舗などに、その事業のために施工した内装、造作や建築設備などは、上記の区分にかかわらず借借人の償却資産として申告してください。

## 5 申告に際しての注意点

- (1) 耐用年数が1年未満又はその取得価格が10万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により一時に損金に算入するもの及び20万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したものは、償却資産から除かれます。
- (2) **賦課期日は令和7年1月1日**ですので、前年決算期から令和7年1月1日までの間の資産の増減についても、漏れがないように注意してください。
- (3) 圧縮記帳をしている資産や下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価格（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。

- (4) 割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む。）については、取得した時点から買主の所有として買主がその資産の総額で申告してください。
- (5) 店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価格が不明な資産は、見積価格で申告してください。
- (6) 建設仮勘定において経理されているものであっても、その一部が令和7年1月1日までに完成し、事業の用に供されているものは申告してください。
- (7) 一時的に遊休又は未稼働のものや簿外資産（耐用年数を経過したものを含む。）であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるものは申告してください。
- (8) 耐用年数の短縮・増加償却については、承認を受けたことを証する書類の写し又は届出書の写しを申告書に添付してください。

## 6 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有している方は、償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記入し、特例内容に係る書類（許可書・届出書・申請書の写し等）を添付の上、提出してください。

なお、該当設備等は、政令や総務省令により範囲が制限されています。

また、法令の改正により適用資産や期限等が変更されることがあります。

詳細は、担当課にお問い合わせください。

## 7 税額等について

- (1) 税額及び免税点について

税額は、課税標準額の1.4%（税率）です。なお、課税標準額が150万円未満の場合は免税となります。

- (2) 実地調査について

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがありますので御協力をお願いします。

- (3) 未申告又は虚偽の申告をした場合

償却資産は、土地や家屋のように登記簿等による課税対象の把握ができないため、地方税法第383条の規定により所有者による申告が義務付けられています。

正当な理由なくして申告をしない場合や虚偽の申告をした場合は、過料や罰則が適用されますので、必ず申告書を提出してください。

## 8 番号法に定める本人確認の実施について

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出いただく際に、番号法に基づ

き本人確認を実施します。

申告の際は、次の本人確認資料を持参してください。

また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記入した申告書を提出していただく場合や電子申告（e L T A X）による申告の場合には、本人確認資料の提示、添付は不要となります。

※ 個人番号及び法人番号の記入箇所については、9の記入例を御覧ください。

(1) 本人が申告書を提出する場合（①及び②がそれぞれ必要）



①番号確認資料	次のうち、いずれか1点 【個人番号カード】、【通知カード】、【住民票（個人番号が記載されたもの）】
②身元確認資料	次のうち、いずれか1点 【個人番号カード】、【運転免許証】、【本村から送付された、氏名が印字された償却資産申告書】

(2) 代理人が申告書を提出する場合（①～③がそれぞれ必要）

①本人の番号確認資料	次のうち、いずれか1点 【本人の個人番号カード】、【本人の通知カード】、【本人の住民票（個人番号が記載されたもの）】
②代理人の身元確認資料	次のうち、いずれか1点 【代理人の個人番号カード】、【代理人の運転免許証】、 【代理人の写真付き社員証】、【代理人の税理士証票】
③代理権の確認資料	次のうち、いずれか1点 【委任状】、【税務代理権限証書】

清川村への償却資産の申告は  を御利用いただけます。

e L T A Xの利用手続などの詳細は、ホームページ等で御確認ください。

○ e L T A Xホームページ <https://www.eltax.jp/>

○ 電話によるお問合せ（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝祭日、年末年始除く）e L T A Xヘルプデスク 0570-081459

（つながらない場合 03-6745-0720）



## 9 償却資産申告書の記入例

令和 7 年度

令和 7 年 1 月 ○ 日

受付印

### 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

所 有 者	1 住所 (又は納税通知書送付先)	〒243-0112 清川村煤ヶ谷○○○○番地 (電話 288-○○○○)		3 個人番号又は法人番号	1111111111111111	8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="radio"/>
	2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	きよかわまるまる 清川○○株式会社 代表取締役 清川 太郎 (屋号 )		4 事業種目 (資本金等の額)	建設業 ( 5 百万円)	9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="radio"/>
				5 事業開始年月	平成9年 5月	10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="radio"/>
				6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	愛甲次郎 (電話 288-○○○○)	11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="radio"/>
				7 税理士等の 氏名	△△税理事務所 (電話 288-△△△△)	12 特別償却又は 圧縮記帳	有 <input checked="" type="radio"/>
						13 税務会計上の 償却方法	<input checked="" type="radio"/> 普通
						14 青色申告	<input type="radio"/> 無

資産の種類	取 得 価 値				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ニ)		
1 構築物	2500000				2500000	① 清川村煤ヶ谷○○○○番地
2 機械及び装置	7800000				7800000	②
3 船 舶						③
4 航空機						
5 車両及び運搬具			2000000		2000000	16 借用資産 貸主の名称等 神奈川○○リース(株) ○○市○○区○○番地
6 工具・器具及び備品	1370000	400000	300000		1270000	(○・無)
7 合計	11670000	400000	2000000		13570000	17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家

資産の種類	評 価 額 (イ)	決 定 価 格 (ロ)	課 税 標 準 額 (ハ)
	十位: 百万 千 円	十位: 百万 千 円	十位: 百万 千 円
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

記入は不要です。  
(ただし電算申告の場合は、必ず記入してください。)

18 備考(添付書類等)  
「増加減少資産あり」  
又は「資産の増減なし」  
又は「該当する資産なし」など  
資産の状況を記入してください。

- 住所  
個人は住民登録地、法人は所在地を記入してください。  
納税通知書の送付先を、申告書に記載した住所以外へ希望される場合は、その住所、氏名等を備考欄に記入してください。
- 氏名  
所有者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者の氏名)を記入してください。
- 事業所等資産の所在地  
資産の所在地が1ヶ所のみで「1.住所」と同じ場合は記入の必要はありません。
- 借用資産  
借用資産(リース資産等)がある場合は、貸主の名称、所在等を記入してください。
- 備考(添付書類等)  
資産の増減や事業所の異動等がある場合は、その旨を記入してください。

※ 控用に受付印が必要な場合は、控用を作成し提出用と同じ内容を記入してください。



# 10 種類別明細書の記入例

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和7年度

所有者コード		所有者名		1 枚のうち								
		清川〇〇株式会社		1 枚目								
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
				年 月								
01	1	構内アスファルト舗装	1	41905	2000000	10					1-2 3-4	
02	1	門柱	1	41905	500000	10					1-2 3-4	
03		種別計			2500000						1-2 3-4	
04	2	1 フライス盤	1	41002	6000000	10					1-2 3-4	
05	2	2 コンプレッサー	1	41608	1800000	10					1-2 3-4	
06		種別計			7800000						1-2 3-4	
07	6	1 応接セット	1	41005	300000	8					1-2 3-4	
08	6	2 事務用机	6	41005	120000	15					1-2 3-4	
09	6	3 ロッカー	5	41005	150000	15					1-2 3-4	
10	6	4 <del>パソコン(ABC)</del>	1	41203	400000	4		R06.5 廃棄			1-2 3-4	
11	6	5 エアコン	2	41203	400000	6					1-2 3-4	
12		種別計			1370000						1-2 3-4	
13											1-2 3-4	
14	5	1 フォークリフト(静岡営業所から移動)	1	50604	2000000	4					1-2 3-4	
15	6	6 パソコン(123型)	1	50611	300000	5					1-2 3-4	
16											1-2 3-4	
17											1-2 3-4	
18											1-2 3-4	
19											1-2 3-4	
20											1-2 3-4	
小計												

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。

この記入例は、前年度申告された方で本年中に資産の増減がある場合のものです。

増加した資産がある場合は、その資産を追加して記入し、減少した資産がある場合は、その資産の行を線で抹消の上、その時期と理由を記入してください。本年度初めて申告される方は、令和7年1月1日現在に所有する全資産について記入してください。

- ◆ 資産の種類  
3ページ「3 償却資産の種類」に対応する1～6までの数字を記入してください。
- ◆ 資産の名称等  
漢字、カタカナ、英数字等で記入してください。
- ◆ 取得年月日  
資産を事業の用に供した年月を記入してください。(3:昭和、4:平成、5:令和)
- ◆ 取得価格  
運搬費、据付費等の付帯費を含めた額を記入してください。
- ◆ 耐用年数  
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表による耐用年数を記入してください。なお、中古資産について見積耐用年数を使用している場合はその耐用年数を記入してください。
- ◆ 異動事由  
次のいずれかに該当する場合は、その数字に○を付けてください。  
(1:新品取得、2:中古取得、3:移動による受入れ、4:その他)